

「BIMライブラリサイトを構成するシステム及びデータに関する公募」に対する質問及びその回答

※一覧表に整理するに当たり、頂いた質問について一部表現を変えて掲載しております。

| 関連項目 | 質問 | 回答 |
|----------|--|---|
| データの引渡し | (5)② オブジェクトデータはライブラリサイトからダウンロードして使用するのではなく、別の方法でデータのみ引渡しいただくという認識で正しいでしょうか。 | 応募者が非組合員の場合、ライブラリサイトからのデータのダウンロードは想定しておりません。選定後の協議によりますが、電子媒体での引渡しなどが考えられます。 |
| データの利用条件 | (6)④ 「引渡しデータは散逸させない」とはどういう状況を言っているのか。 | 今回の引き渡し対象である約300のオブジェクトデータについては、まとまった状態で保管頂き、例えば、一部オブジェクトを不要と判断して消去しないことなどを想定しています。 |
| | (6)⑤ 「最新の BIM オブジェクト標準に準拠した状態を維持するよう努めること。」とあるが、BIM オブジェクト標準は今後誰が維持するのか。 | BIMオブジェクト標準の維持管理主体については、現時点で定まっていません。(6)⑤の条件は、将来的に維持管理主体が定まり、BIMオブジェクト標準が更新された状態を想定したものです。 |
| | (6) 「努めること」について結果かなわなかった場合のペナルティなどは特にないとどの認識で合っているか。 | あくまで努力義務ですので、ペナルティはございません。 |
| 応募要件 | (7) BLCJ 組合員でなく BLCJ BIM ライブラリサイトを閲覧していないのですが、オブジェクトデータの利用者の公募に応募することは可能でしょうか。 | 応募要領に記載の応募要件を満たす者であれば、どなたでも応募いただけます。 |
| 応募手続 | (8) オブジェクトデータを1つの部署の複数人で使用する場合、代表者名は部門長の氏名を記載してもよろしいでしょうか。 | 応募者は「法人」または「個人」とさせていただきますので、部門として法人格がある場合は代表者名を部門長として頂くことで問題ありません。 そうでない場合は、応募要領に従えば企業（会社）として応募いただく形になると考えます。 手続き上などで支障がある場合はご連絡を頂ければ相談に応じます。 |

| | | | |
|-------|-------|--|--|
| | (8) | 応募者の連絡先(携帯番号・メールアドレスなど)は複数記載してもよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 応募用紙 | (9) | 応募者欄に()書きで「法人の場合は代表者名」と記載があるが、これは誤りで、ここは「法人名」を記載するのではないか。(代表者名は別に記載するようになっている。) | ご指摘のとおり誤りです。法人の場合は、応募者として「法人名」を記載してください。 |
| 選定の方法 | (11) | データの引渡しは複数者に対して行う想定か。それとも1者限定か。 | 応募要件を満たす者がデータの利用条件を承諾し、かつデータの利用目的、利用方針が今回の公募目的(BIMの進展)に合致すると判断される場合に、引き渡しを行います。上記に該当する者が複数いた場合は、複数者に引き渡します。 |
| その他 | (14)b | オブジェクトデータの利用者に応募して選定いただいた場合、報告資料作成や会議参加など何か必要になることはありますでしょうか。 | 引渡し後に利用状況等をお伺いすることがあります。ただし、引渡しを受けた者の大きな負担になるようなことは想定しておりません。 |
| | (14)c | オブジェクトデータの維持管理には、相応の費用が必要になることを理解の上で応募するよう記載がありますが、これは今回の公募は無償だが、今後有料サイトになるという認識で正しいでしょうか。 | オブジェクトデータの引渡しを受けた者に対して「最新の BIM オブジェクト標準に準拠した状態を維持するよう努めること。」を努力義務としております。そのため、今回応募される者に対してデータ維持管理にコストがかかることを注意喚起する必要があります。このような記載を入れております。なお、来年春の当組合解散後、ホームページは当面維持しますが、ライブラリサイトは閉鎖する予定です。 |
| | (14)e | 応募の検討に当たってライブラリサイトの閲覧を希望しますが、複数人でサイトを閲覧させていただくことは可能でしょうか。その際に必要な情報はありますでしょうか。 | 応募の検討のために複数人でライブラリサイトを閲覧いただくことに問題はございません。(閲覧はしていただけますが、オブジェクトデータのダウンロードはできません。)また、そのための特別な手続きも必要ありません。ただし、閲覧のためのパスワード等が応募検討の関係者以外に拡散しないようにしてください。 |